



ENTRUST

グローバル腐敗防止ポリシー

文書バージョン	1.7
日付	2023年5月10日

目次

1. はじめに	3
2. 目的	3
3. ポリシーの要件	3
3.1 定義.....	3
3.2 賄賂の禁止	5
3.3 便宜目的の支払い	5
3.4 安全のための例外	5
3.5 その他の価値の移転.....	6
3.5.1 ギフト、食事、娯楽、旅行、その他の接待.....	7
3.5.2 慈善寄付	9
3.5.3 政治献金	9
3.5.4 政府関係者やその家族の雇用・採用	9
3.6 第三者	9
3.6.1 デューデリジェンス	10
3.6.2 契約の文言.....	10
3.6.3 危険な兆候.....	11
3.7 不適切な支払いに関連するマネーロンダリングやその他の活動.....	11
3.8 記録管理および報告	13
3.8.1 会計	13
3.8.2 監査	13
4. コンプライアンス	13
5. 例外	14
6. 所有者およびレビュー	14
7. よくある質問	14

1. はじめに

Entrust のビジネスの性質上、従業員やビジネスで関わる第三者が、政府関係者や民間部門の顧客と定期的にやり取りを行う必要があります。Entrust が事業を行うすべての国におけるやり取りについて、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する OECD 条約、米国海外腐敗行為防止法 (FCPA)、国際旅行法、英国贈収賄防止法、カナダの海外公務員腐敗法 (CFPOA) が含まれますが、これらに限定されない腐敗防止法およびこのポリシーにより、具体的な規則と制限が規定されます。社員は、所在地やサービスを行う場所で適用される、あるいは特定のプロジェクト、入札、該当する場合は国際開発金融機関 (MDB) のガイドラインに関連するすべての腐敗防止法、規則、規制を知っておく必要があります。

Entrust は、公的な活動や意思決定に影響を与えるため、あるいはビジネスを獲得・維持するうえで不適切なアドバンテージを得るために、公務員やその他の個人・団体に対して、直接あるいは間接的に金品を提供すること、提供を申し出ること、提供を約束すること、提供を承認することを禁じています。Entrust はまた、公的な活動や意思決定に影響を与えるため、またはその他の不適切なビジネス上の優位性を確保するために、個人からの金品提供の誘いを受け入れたり、受け取ったりすることも固く禁じています。Entrust は倫理面の評判を重視しており、贈収賄やその他の腐敗行為に従事すると、顧客や社員の信頼を失うことになると考えています。賄賂の支払いを拒否したり、その他の腐敗行為に従事することを拒否したりすることで、Entrust の社員や第三者が悪影響を受けることはありません。Entrust がそのような拒否によって取引を失ったとしてもそうです。

2. 目的

このポリシーは、私たち全員の義務を順守し、当社が対象の汚職防止法の文言や精神にしっかりと従うことで、顧客やビジネス関係者の信頼を得ることを助けます。このポリシーは、Entrust を代表してビジネスを行うすべての Entrust の社員 (つまり、従業員、派遣労働者) および第三者、および Entrust が事業を運営および/または実施するすべての国に適用されます。

3. ポリシーの要件

このポリシーは、Entrust を代表して政府関係者や民間部門の顧客とやり取りする際の要件を定めています。

3.1 定義

賄賂: 公務員または民間部門の顧客による公的な行為や意思決定に影響を与えるため、あるいは事業を獲得・維持するうえでその他の不適切なアドバンテージを確保するため (例: 税金や罰金など政府による罰則行為を防ぐため、ビジネスチャンスに関する機密情報を入手するため、事務所を開設する権利を獲得するため、またはゾーニングの決定を確保するため、政府契約の獲得に影響を与えるため、政府から申し立てられた税金の不足または未払いなどの問題を

解決するため)に、金品の提供を申し出ること、提供すること、提供を約束すること、または提供を承認すること、さらに **Entrust** の社員から、ビジネスを獲得または維持するために、個人の行為または決定に影響を与える、またはその他の不適切なアドバンテージを確保する目的で、個人から金品提供の誘いを受けたり、受け取ったりすること。現金、現金同等物(ギフト券、個人ローン、株式、その他の有価証券など)、商品やサービスの無料提供・割引、ギフト、旅行、娯楽、政治献金または慈善寄付、インターンシップまたは雇用の申し出などが含まれますが、これらに限定されない賄賂には様々な形態があります。

チャネルパートナー： **Entrust** の製品およびサービスの販売・再販を扱う既存の書面による合意を通じて、**Entrust** と取引を行う組織。

合弁企業のメンバー： 政府機関が発行したオープンまたは限定的な **RFP** に対応するために、書面による合弁企業/共同事業契約を通じて **Entrust** と関わる組織。

顧客： **Entrust** が製品やサービスを販売する非政府系の民間部門の個人。

便宜目的の支払い： 非裁量的で日常的な政府の行動を促すために公務員に少額の支払いを行うこと。このような支払いは、「キックバック」、「便宜目的の支払い」、「潤滑化のための支払い」とも呼ばれ、通常のライセンス、営業許可、ビザの処理を促進するための支払いや、警察の保護を確保するための支払いが含まれますが、これらに限定されません。

公務員： 政府機関、部門、エージェントの役員または従業員、国営または政府所有の企業、学校、病院、その他の事業体の役員または従業員、政党または公務員、政治家の候補者、世界銀行や国際通貨基金などの公的国際機関の役員または従業員、政府機関、部門、エージェント、代理、公的国際機関のために、またはそれらを代表して公的な立場で行動する人。例えば、顧客や税務当局の担当者、規制当局の担当者、現地の警察官、軍人、裁判官、検察官、裁判所職員、国営製造施設の従業員、国営年金制度の従業員などがあります。

マネーロンダリング： 犯罪に関連する財産または資金を含む金銭取引に故意に関与する、関与しようとする、または斡旋すること。これには、原因となる違法行為が行われた場所に関係なく、脱税、贈収賄、詐欺などその他の重大な犯罪が含まれます。犯罪を成立させるための資金(賄賂の支払い資金など)の移動も、犯罪収益である資金の移動も、どちらもマネーロンダリングに該当します。

紹介主体： リード紹介契約に基づき、見込み客の紹介およびセールスリードを **Entrust** に有償で提供する事業者。

システムインテグレーター： エンドユーザーの顧客向けに、**Entrust** から製品を購入してより広範なソリューションへと組み上げる組織。また、システムインテグレーターは、エンドユーザーの顧客に技術的および/または専門的なサービスを提供する場合もあります。

テクノロジー・アライアンス・パートナー： Entrust テクノロジーアライアンスパートナープログラムのメンバーであり、地域や市場特有の信頼性のあるアイデンティティと安全な取引の要件を満たすソリューションを開発し、提供するためのプラットフォームをパートナーに提供する企業。

第三者： 会社または政府関係者のためにサービスを提供する、またはそれらを代表して行動する個人、会社、組織。 例えば、代理店、ブローカー、コンサルタント、営業担当者、流通業者、再販業者、弁護士、会計士、税務または税関顧問、旅行代理店、合弁企業のパートナー、その他のビジネスパートナー、共同事業のパートナーが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

3.2 賄賂の禁止

Entrust は、不適切なビジネス上の優位性を確保するために、政府関係者や顧客に対して直接的または間接的に金品を提供したり、提供を申し出たり、提供を約束したり、提供を承認したりすることを禁止します。 Entrust はまた、従業員が Entrust の社員として個人や団体に賄賂を求めたり、受け入ったりすることも固く禁じています。 国際法は上記のすべてを禁止しています。 贈収賄防止法は、政府関係者に対する不適切な支払いだけを扱っているわけではありません。

恐喝または威圧的行為 – 個人や組織に影響を与えるために、個人や組織、あるいはその財産や金銭的利益に危害を加えること、危害を加えると脅すことは禁じられており、最悪の場合の解雇を含む懲戒処分につながります。

3.3 便宜目的の支払い

Entrust は便宜目的の支払いを禁止しています。 特定の法域の法律では、日常的で非裁量的な政府の行動を促すために政府職員に対して少額の支払いを行うことが許容されていますが、他の法律はそのような支払いを許可していません。 便宜目的の支払いと賄賂を区別することが難しい場合も多いため、国際常識ではそのような支払いを避けるよう強く推奨されています。

3.4 安全のための例外

Entrust の社員および当社を代表して働く第三者の安全が最も重要です。 そのため、個人の安全が危険にさらされている場合、このポリシーでは許可されていない金品の提供が許容されることがあります。 例えば、医療または安全上の緊急事態に対応して重要な政府サービス（警察の保護、医療救助など）を確保しなければならない場合、重度の危害を加えられるおそれがあると合理的に判断できる場合や、違法または不当な投獄、拘留、起訴、刑罰を伴う危険な状況であり、かつ合理的に適正だと考えられる代替手段がない場合などです。 このような状況で行われた支払いは、Entrust の最高法務およびコンプライアンス責任者に直ちに報告し、Entrust の帳簿および記録に正確に記載してもらう必要があります。 当社は不適切な、または

不適切だと思われる支払いを度々求める第三者との関係を再検討しなければならない場合があります。そのため、継続的な支払いの要求も最高法務およびコンプライアンス責任者に報告する必要があります。

3.5 その他の価値の移転

価額が合理的かつ誠実であり、支払いが **Entrust**、その製品、サービスの宣伝、または既存の契約の履行に関連するというまれな状況では、特定の価値の移転（贈与・受領）が許可されません。

同じ形態であろうと異なる形態であろうと、同一の個人に対する、または同一の個人からの度重なる価値の移転は、各移転の価額が少額である場合でも、不適切な影響を生じさせているとみなされる可能性があります。例えば、顧客である同一の調達責任者に複数の贈り物や接待を提供すると、それぞれが妥当な価額であっても、不適切だとみなされる可能性があります。基本的に、同一の個人が四半期に複数回、または年に4回を超えて価値の移転を受けたり、高い価値の移転を1年に複数回受けたりしてはなりません。社員や上司は、複数回の価値の移転に注意する必要があります。同じ個人との間でより頻繁に、またはより高価値の価値の移転を行う特別な理由がある場合は、法務部門に指示を求めてください。以下の価値の移転は、決して許されません：

- 違法な価値の移転、
- 受領者が自分の立場を悪用して不適切または不当なビジネス上の優位性を **Entrust** に提供するように仕向けるために行う、政府関係者、政党または政党の役人、政治家の候補者、国際機関の役人または従業員、顧客の役員、取締役、従業員に対する価値の移転、
- **Entrust** での立場を悪用して支払者あるいは他の人物や組織に対して不適切または不当なビジネス上の優位性を提供するよう、社員に促す目的で行う、ベンダー、サプライヤー、パートナー、あるいはベンダー、サプライヤー、パートナーの役員、取締役、従業員に対する価値の移転、
- 入札、同時入札プロセスに従事する当事者が関与する贈答品や接待、
- 現金または現金同等物のギフト（銀行小切手、郵便為替、為替手形、ギフト券、ギフトカード、ローンなど、
- 承認を求めなくても良いよう、自費で提供する贈答品、接待、および
- 不適切、品位に欠ける、性的である、あるいは他の理由で **Entrust** の評判に悪影響を与える可能性のある接待。

3.5.1 ギフト、食事、娯楽、旅行、その他の接待

以下の要件が満たされている場合、少額の贈答品、食事、接待、旅行、宿泊を提供したり、受け入れたりすることが許容されることもあります。¹ 要件のうちいずれかが満たされていない場合は、取引を進める前に最高法務およびコンプライアンス責任者の承認を得る必要があります。

- 行為または意思決定に影響を与える目的、またはその他の不適切なビジネス上の優位性を確保する目的で価値の移転を提案、提供、受領していないこと、
- 価値の移転は、現金または現金同等物の提供を伴わない（ただし、現金同等物が法務部によって事前に承認されている場合を除く）²；
- 現地の法律および規制に準拠した価値の移転であること、
- その状況下で合理的な額のギフトまた接待が提供され、プレミアムな旅行宿泊施設、贅沢な食事、不適切な量のアルコール、「大人の娯楽」が含まれていないこと、
- 少額の贈答品（例：ペン、カレンダー、販促品、50 ドル未満の価格のもの）であり、受取人の国のビジネス上の礼儀として広く受け入れられている形で、慣習的に提供されている種類の贈答品を提供していること、³
- 次のいずれかを受領または提供する場合には、事前に同僚のマネージャーまたはSLTメンバーおよび[ギフト記録提出フォーム](#)による書面での承認を得て、形式で送信 する必要があります：
 - 合計150 ドルまたは同等額値超える総接待額、
 - 1人あたり 150 ドルまたは同等額（または政府関係者の場合は 50 ドル）を超える豪華な食事、
 - ワールドカップの試合やメジャーなゴルフトーナメントなどの特別なイベント（これらは通常 150 ドル以上の価値があるため）、および
 - 旅行または宿泊（通常、個人が大きな恩恵を受けられるため）、
- 250 米ドル以上の贈答品および 500 米ドル以上の接待については、事前に CEO および[ギフト記録提出フォーム](#)による書面での承認を得て、形式で送信 する必要があります。

接待の価値を評価する場合、同僚は、報告および承認の目的で、予想される価値の移転の合計を（たとえ見積もりのみであっても）考慮する必要があります。例えば、夕食、イベントへの参加、その後の飲酒が予定されている場合、報告および承認に関する予想額の合計は、主なイベントの参加チケットの額面だけでなく、食事や飲酒も含まれます。ご不明な点がございましたら、ethics@entrust.com まで、贈答品や接待の評価についてお問い合わせください。

¹ Entrust のポリシーでは、贈与者が不在である娯楽が「贈答品」とみなされます。

² 現金同等物の提供は推奨されず、例外的な状況においてのみ法務部によって承認されることに留意してください。

³ 贈答品を贈る際は、可能な限り Entrust のロゴまたは名前を使ってブランド化された物品のみを贈答品として使用する必要があります。

法務部では、マーケティングチームが主催する対面式およびバーチャルイベントやキャンペーンのために、以下のように、選択した金額までのギフトやエンターテインメントを事前に承認しています：

- 対面式イベントの場合、250 米ドルまでの物品を抽選で提供することができますが、受取人は Entrust のブースで登録を行う必要があります。 [Entrust's Tradeshow Giveaway Official Rules \(Entrust のトレードショーに関する公式規則\)](#) をブースに設置し、抽選応募の際に以下の免責文言も明確に掲示する必要があります： *米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) を含む (ただしこれに限定されない)、適用される腐敗防止法の下で定義される政府関係者は、この抽選に参加する資格がないことに注意してください。*
- バーチャルイベントやキャンペーンでは、1 人あたり 150 米ドル相当のおもてなし体験 (例：ワインとチーズのバーチャルイベント) や 1 人あたり 50 米ドル相当のギフトを提供することができますが、受取人はライブイベントに登録してから参加する必要があります。 [Entrust's Tradeshow Giveaway Official Rules](#) はハイパーリンクで利用できるようにし、登録時に以下の免責文言も明確に掲示しなければなりません： *米国海外腐敗行為防止法 (FCPA) などの腐敗防止関連法規で定義される政府関係者は、このイベントに参加する資格がないことに注意してください。*
- 法務部門が許可しない限り、現金または現金同等物を提供することはできません。 例え、バーチャルイベントで食事代金の支払対象となる商品券やギフトカードを提供する場合も、法務部に事前承認してもらう必要があります。

拒否することが先方に対して失礼にあたる場合、定められた金額の上限を超える贈答品を受け取ることが許容されますが、その場合は経営陣に報告を行い、以下のことを判断してもらう必要があります。

- 受領者が、本項に規定されている要件および承認に従って贈答品を保持することができるか；
- Entrust の利益のために保持するかどうか、
- 売却し、そのお金を慈善団体に寄付するかどうか、または
- 提供者に返却するかどうか。

これらのガイドラインに準拠していない接待を社員が提示され、事前の承認を得るのに十分な時間がない場合は、あらゆる努力を払って丁寧に辞退する必要があります。 先方に不快感を与えることなく辞退することができない場合、社員はそれを受け入れることができますが、速やかに上司 ethics@entrust.com に詳細を報告する必要があります。 接待または娯楽が現金または現金同等物 (本セクションに規定された要件および承認に従ったギフト券または受領したギフトカードを除く) を伴う場合、不適切な会場にある場合、「大人の娯楽」を含む場合、

またはその他の方法で Entrust の信用を落とすようなもの場合は、社員はこれを辞退する必要があります。

政府関係者に関する注記： 政府関係者に接待を提供することはできず、また、食事は 1 人あたり 50 ドルまで、または法律で許可されている金額以下でなければなりません。さらに、政府関係者の配偶者、同居者、家族に食事、旅行、宿泊を提供することはできません。最後に、最高法務およびコンプライアンス責任者が事前の承認を与えない限り、Entrust に直接影響を与え得る保留中の規制関連の意思決定を行う権限を持つ政府職員に、贈答品を提供することはできません。

3.5.2 慈善寄付

Entrust が事業を行っている現地のコミュニティで良好な関係を築くために、慈善団体への寄付が許可・奨励されることがよくありますが、政府関係者や顧客に対する不適切な支払いを偽装するためにそのような寄付が利用される可能性があります。そのため、政府関係者や顧客の要求に応じて慈善寄付を行ったり、スポンサーになったりする場合、社員の上司による書面の承認を事前に受け、ethics@entrust.com コンプライアンス ディレクターに報告し、CEO から承認を得る必要があります。

3.5.3 政治献金

特定の状況下では政治献金が許可される場合がありますが、政府関係者や顧客に対する不適切な支払いを偽装するために、そのような献金が利用される可能性があります。そのため、政府関係者や顧客の要求に応じて政治献金を提供する場合、社員の上司による書面の承認を事前に受け、ethics@entrust.com コンプライアンス ディレクターに報告し、CEO から承認を得る必要があります。

3.5.4 政府関係者やその家族の雇用・採用

公務員を以前務めていた個人や、現在公務員と家族関係またはビジネス関係にある個人を雇用したり、契約したりすることが適切な場合がありますが、政府関係者から面接あるいは雇用を求められた場合、または現在あるいは過去の政府との関係を理由として候補者に連絡を取る場合、雇用を申し出たり契約を延長したりする前に、人事部およびコンプライアンス ディレクターに報告し、適切に精査してもらう必要があります。

3.6 第三者

適用される汚職防止法に基づき、Entrust は Entrust を代表する、または Entrust に代わってサービスを提供する契約を結んだ第三者による汚職行為に対して法的責任を負います。企業が課される是正措置の大部分の原因が第三者による不正行為であるため、Entrust は取引相手にする適切な第三者を非常に注意深く見極め、警戒を欠かしません。

3.6.1 デューデリジェンス

腐敗防止法を遵守するうえで、第三者であるパートナーの事業の評判、政府関係者や顧客との関係など、第三者の適性や他の組織との関係性を **Entrust** が把握することが重要です。

商品やサービスに関連して第三者と契約を結ぶ前に、適切なデューデリジェンスを実施する必要があります。以下のいずれかに該当する場合、第三者は契約前に **Entrust** のデューデリジェンス評価 (DDA) を提出し、コンプライアンス チームが第三者をチェックする必要があります。

- サードパーティは、正式なチャネルパートナー、紹介主体、マネージド サービスプロバイダー (MSP)、テクノロジー・アライアンス・パートナー (TAP) となっています。
- 政府または国営のプロジェクト、入札に関して第三者が **Entrust** のパートナー (例: システム インテグレーター、合弁企業のメンバー、**Entrust** が契約を結ぶ他のパートナーとして) になる場合。
- 第三者リスク マトリクスで 5 以上のスコアを第三者が獲得した場合。付録 1 を参照してください。関連するビジネス部門が各第三者のリスク スコアの記録を保持し、コンプライアンスおよび/または内部監査による監査またはスポットチェックで利用できるようにしておく必要があります。

デューデリジェンス プロセス中にコンプライアンスが問題を見つけた場合、正式な合意に署名する前に、最高法務およびコンプライアンス責任者がレビューを行う必要があります。最高法務およびコンプライアンス責任者によるレビューの材料として、第三者の追加情報が求められる場合があります。第三者リスク マトリクスでスコアが 10 以上の第三者と契約する場合、事前に最高法務およびコンプライアンス責任者の承認を得る必要があります。スコアが 10 以上の第三者の場合、最高法務およびコンプライアンス責任者が、外部の弁護士による正式なレビューが必要かどうかを判断します。

すべての第三者は、3年ごとに更新されたデューデリジェンス評価を完了する必要があります。さらに、契約の更新時または契約延長契約書に署名する際、更新されたデューデリジェンス評価に回答するよう、第三者に求める場合があります。

3.6.2 契約の文言

第三者を採用する際、米国 FCPA、旅行法、世界銀行ガイドライン、英国贈収賄防止法、カナダの CFPOA や、第三者がサービスを提供する地域の汚職防止法などの腐敗防止法を含みますが、これらに限定されない適用法、規則、規制をすべて遵守するという契約上の義務を、契約に含める必要があります。契約にこの文言が含まれていない場合、「腐敗防止の取り組み」を使用するか、法務部門に標準的な文言を問い合わせてください。リスクスコアが 5 を超え

るなど、リスクの高い第三者の場合や、政府または国営のプロジェクトの場合、契約上のコミットメントおよび**腐敗防止の取り組み**の両方が必要になります。

3.6.3 危険な兆候

以下のリスク要因があるからといって、第三者が Entrust と契約する資格がないと自動的に判断されるわけではありませんが、第三者が以下の兆候を示している場合、取引するかどうかを慎重に検討する必要があります。全項目をここに記載していません。これらのリスク要因が存在するかどうかに関わらず、このポリシーの規定に従い、第三者に対して適切なデューデリジェンスを行ってから契約を結ぶ必要があります。

- 付録 1 で高リスクとして指定されている国で第三者がビジネスを行っている、
- 第三者が不適切、違法、または非倫理的な行為で知られている、
- デューデリジェンス プロセス中に求められた情報提供を第三者が拒否した、
- 適用される汚職防止法を遵守するという保証を第三者が提供することを拒否した、
- 第三者が契約内容の遂行を拒否した、
- 第三者が市場レートと比較して異常に高いレートまたは料金を請求した、
- 第三者が異常な支払いを求めた（例：現金による支払い、前払い、複数の口座への入金、海外口座への入金）、
- 異常な支出、予算または予測された費用を大幅に上回る金額、または現金による支払いを承認すること、または払い戻すことを第三者が求めた、
- 第三者が政府関係者・政府機関と直接の家族関係またはビジネス関係にある、
- 第三者が大規模な政治献金および/または頻繁に政治献金を行っている、
- 第三者が不要な第三者、代理人、仲介者を使用する、または
- 第三者が「ビジネスを獲得する」ために支払いが必要であると示唆する。

3.7 不適切な支払いに関連するマネーロンダリングやその他の活動

不適切な支払いの要求には、価格操作、詐欺、横領、談合などの反競争的行為、脱税、マネーロンダリングなどの違法行為が関連していることが多くあります。Entrust は、政府関係者や民間部門のクライアントがこれらの法律へ違反することを従業員が故意に助長したり支援したりすることを禁じています。「簿外」勘定、及び Entrust の帳簿、及び記録への虚偽または欺瞞的な記入は禁じられています。すべての金融取引は、文書化され、定期的に検討され、Entrust の帳簿と記録に適切に計上されなければなりません。

マネーロンダリングとは、犯罪に関連する財産や資金を含む金銭取引に故意に関与すること、関与しようとする事、または促進することです。これには、原因となる違法行為が行われた場所に関係なく、脱税、贈収賄、詐欺などその他の重大な犯罪が含まれます。Entrust は、マネーロンダリングに直接または他者との間で、または他者を介して関与または促進することを禁止しており、マネーロンダリング、テロ行為、またはあらゆる種類の犯罪行為に関与する

個人または組織との取引を禁止しています。Entrust は、合法的な事業活動に関与し、その資金が合法的な資金源から調達されているクライアントおよびパートナーのみと取引を行います。現金取引は可能な限り避けてください。

顧客、仕入先、パートナーまたは第三者が、現金、非関連通貨での支払、商品またはサービスが生産されている国以外での支払、仲介業者を介した支払、または別のエンティティへの支払など、通常とは異なる支払手配を要求する場合、これらの支払は取引に先立って法務部によって承認される必要があります。サービスを実施する事業体ではなく、個人への支払いは禁止されています。

マネーロンダリングやその他の金融不正行為が発生していることを示す危険信号の例を以下に示します。全項目をここに記載しているわけではありません。このような状況に一致する場合、取引に従事する前に法務・財務部門に相談してください。

- 支払先/支払人、またはその所有者、役員、取締役が、何らかの財務上の不正行為を行った経歴がある場合；
- 「税務上の理由」や十分な説明なしに、通常とは異なる支払い方法を要求される場合；
- 受取人/支払人が大手金融機関に口座を持たない、または電信送金に応じられない、またはできない場合；
- 受取人/支払人が、通貨規制の厳しい国またはシェル司法管轄区（リスクマトリックスに記載）に所在している場合；
- 受取人/支払人が取引に金融機関以外の第三者を関与させる場合；
- 受取人/支払人が、サービスの実施場所および/または商品の製造場所と異なる通貨での支払いを要求する場合；
- 受取人/支払人が、サービスの実施地および/または商品の製造地とは異なる司法管轄区で支払いを求める場合；
- 支払者が、正当な資金源を容易に特定することができない場合；
- 受取人/支払人要求支払をより小さい金額に分割する場合；
- 受取人/支払人が商品を第三国経由で発送することを要求する場合；
- 商品やサービスの明らかな過少価格の場合；
- サービスを提供した企業や商品を製造した企業ではなく、グループ内の異なる企業（親会社や子会社など）への支払い要請の場合；
- 通関・輸出事務において、契約価格と異なる評価明細書を作成または依頼する場合；
- 商品、場所、条件と信用状との不一致の場合；
- 適切なVATまたは税務書類を提供しない場合；または
- 上記 3.6.3 のように、贈収賄に対する他の危険信号が存在する場合。

3.8 記録管理および報告

Entrust は適用される腐敗防止法に基づき、当社の取引および企業資産の処分を正しく反映する正確な帳簿および記録を維持すること、また経営陣が当社の資産をコントロールし、それに対する権限および責任を確保するために十分な内部会計管理システムを維持することが義務付けられています。

3.8.1 会計

ポリシー 103 – 会計記録で規定されている通り、Entrust の会計要件に従ってすべての取引を文書化する必要があります。法律または規制に違反している可能性がある取引についても、すべて正確に記録する必要があります。取引の記録の一部または全部に、虚偽あるいは架空の情報があってはなりません。Entrust の会計的に重要であるかどうかに関わらず、すべての取引にこの要件が適用されます。

3.8.2 監査

Entrust 内部統制、特に会計および記録管理の慣行を定期的にレビュー、監査して、その設計と有効性を評価しなければなりません。

4. コンプライアンス

Entrust の社員は ethics@entrust.com または 24 時間年中無休で匿名の報告を行える倫理ホットラインを通じて、腐敗防止に関する懸念を上司、コンプライアンス部門担当副社長、最高法務およびコンプライアンス責任者に直接報告する必要があります。腐敗防止関連で報告を行う懸念としては、以下を含みますが、これらに限定されません。

- 賄賂、キックバック、その他の不適切な価値の移転の要求、
- 対象のサービスや行為で通常求められる金額を超える支払いの要求、
- 異常な支払い方法の要求（例：現金、個人または海外口座への支払い、関係のない第三者への支払い）、
- 特定の慈善団体への寄付の要求、
- 取引を支援するために、Entrust が特定の第三者を雇うよう、政府関係者または顧客から要求される、
- 製品やサービスの無償提供の要求、
- 個人的な便宜の要求、
- 通常求められる詳細情報が不足している、非公式に見える、または他の形で虚偽または変更されているように見える請求書を Entrust に対して発行する。

社員はまた、政府関係者、顧客、Entrust の社員、Entrust の取引相手となるである第三者が関与する以下のような活動や状況も報告する必要があります。

- 政府機関やメディアに知られた場合に汚職または違法行為だとみなされ得ると思われる行為に、個人または団体が加担した場合。
- 個人または団体が、政府による調査の対象である、あるいは対象になる場合。
- 個人または団体が疑わしい、非倫理的、または違法な行為に従事したという噂がある場合。

Entrust は、懸念を報告したり、誠意を持って申し立てを行ったり、調査に協力したりした個人に対して報復行為を行うことを、一切禁止しています。

このポリシーに違反した従業員は、最悪の場合の解雇を含む懲戒処分や、適切な場合は訴訟の対象にもなる場合があります。**Entrust** の社員は、このポリシーへの違反を理由にして **Entrust** が課す是正措置に加えて、政府機関による刑事訴追や民事訴訟の対象になる場合があります。刑事訴追により、懲役などの刑罰や多額の罰金が課される可能性があります。

本ポリシーは、いつでも更新または修正される可能性があります。

5. 例外

本ポリシーに例外はありません。

6. 所有者およびレビュー

本ポリシーの所有者は最高法務およびコンプライアンス責任者です。本方針は、毎年見直すものとします。

7. よくある質問

質問： 私は大きな契約の交渉を行っています。意思決定プロセスの材料として、政府関係者に米国の施設を訪問してもらいたいと考えています。公務員とその配偶者分のファーストクラスのチケット、多めの日当、ホテル代、食費を提供したいと思っています。**Entrust** のポリシーと汚職防止法のもとで、これは適切な行為ですか？

回答： その目的のために政府関係者に米国の施設を訪問してもらうことは許容されますが、エコノミークラスのチケットを購入し、妥当な額のホテル代と食費だけを後で払い戻すようにしてください。日当は許容されず、また公務員の配偶者に経費を支払うことはできません。

質問： 米国の施設を訪問する帰りに、ニューヨークに 1 日立ち寄りしたいという政府関係者がいます。**Entrust** がニューヨークのホテル代を支払うことはできますか？

回答： いいえ。その寄り道は、正当なビジネス上の目的に関連していないと考えられます。

質問： **Entrust** の代理店またはシステムインテグレーターが、提出した入札に関連して賄賂を支払う疑いがありながらも、その証拠がない場合、何か措置を講じる必要がありますか？

回答： はい。賄賂が支払われる可能性を故意に無視し、調査を怠った場合、Entrust が推定知識を持っているということになり、第三者の行為に対する責任が発生します。

質問： 私は汚職防止法がない国の住民です。政府関係者へのささやかな贈り物をタクシー料金として、経費報告書に記録しています。そうすれば、上司がこの行為と無関係になります。上司はこのことを知らず、また私は腐敗防止法の対象ではないので、これは許容されますよね？

回答： いいえ。居住国は関係ありません。あなたは Entrust の従業員であり、Entrust は汚職防止法の対象です。上司が知らなくとも、必ずしもそれで上司や会社があなたの行動に対する責任から免除されるというわけではありません。また、そのような支払いによって個人的に重大な責任を負う可能性もあります。Entrust に雇用されているあなたも、当社と同じくこれらの法律に縛られます。

質問： 他の企業が政府関係者や顧客の豪華な旅行や娯楽のために、お金を払っているかもしれないという噂を聞いたことがあります。当社もそうしなければ、入札プロセスで競合他社が不当に有利になります。競合他社が腐敗防止法を遵守していないのに、なぜ当社が遵守しなければならないのですか？

回答： 遵守しているかどうかに関わらず、競合他社のほとんどが Entrust と同じ腐敗防止法の対象になっています。腐敗防止法を採用している国は 100 か国以上あります。競合他社の行動に基づいて当社自身の行動を決めることは決してありません。当社は、当社の価値観、倫理規定、適用されるすべての法律を厳守することで、お客様や一般の人々から高い評価を得つつ、優れた財務成績を残します。企業にとって、正しい行いは常にプラスになります。